

2015年1月

欧州復興開発銀行

2018年2月6日満期ブラジル・リアル建債券（円貨決済型）

販売説明書

－ 売 出 人 －

楽 天 証 券 株 式 会 社

本販売説明書(以下「本書」といいます。)は、売出人である楽天証券株式会社が欧州復興開発銀行により一般的に公開されている情報を基に日本国の投資家の便宜のためにのみ作成したものであって、上記債券の販売に関するすべての情報を記載したものではなく、当該投資家の投資判断に必要と思われる情報の一部を翻訳または記載したものです。

本書は、本債券を含むユーロ市場における欧州復興開発銀行の債券の発行、募集に関するグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに関する英文の2012年7月3日付基本目論見書(Offering Circular)の債券の要項等および本債券に関する英文の条件決定補足書(Pricing Supplement)(以下「発行説明書」と総称します。)の内容を要約したものです。

本販売説明書は、売出人である楽天証券株式会社（以下「売出人」といいます。）により日本国の投資家の便宜のために作成されたものであり、発行者である欧州復興開発銀行（以下「欧州復興開発銀行」または「発行者」といいます。）によって作成ないし承認されたものではありません。欧州復興開発銀行 2018 年 2 月 6 日満期ブラジル・リアル建債券（円貨決済型）（以下「本債券」といいます。）のお申込みにあたっては、本販売説明書を必ずご覧ください。欧州復興開発銀行は、本販売説明書に記載された本債券の販売に関し、これに関与しておらず、また助力も行っておりません。

<お客様のご負担となる費用について>

- 本債券を募集・売出し等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、ブラジル中央銀行が公表する為替レート等をふまえて売出人が決定する為替スプレッドを加味した為替レートを適用するものとします。当該スプレッドについてのご質問は売出人担当者もしくは最寄の店頭にお尋ねください。

<為替変動リスクについて>

- 本債券はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されますが、その支払は、関連する参照レート決定日の一定の相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円金額は外国為替相場の変動により影響を受けます。これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。

<信用リスクについて>

- 本債券の利息および償還金の支払は発行者の義務となっております。発行者の財務状況の悪化等により発行者が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。

<価格変動リスクについて>

- 償還前の本債券の価格は、為替レートの変動、金利の変動、発行者の経営・財務状況の変化および発行者に関する外部評価の変化（例えば格付会社による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

<流動性リスクについて>

- 流動性や市場性が乏しいものについては、償還前の売却が困難な場合があります、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

<カントリーリスクについて>

- 通貨当事国の政治情勢等の影響を受け、損失を被ることがあります。

<その他ご留意いただく事項>

- 将来において、税制が変更される可能性があります。
- 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。
- 本債券のお申込みにあたっては本販売説明書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分に読み、ご投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
- お買い求めいただいた本債券の価格情報および格付の状況等につきましては、売出人までお問い合わせください。
- 本債券のお取引はクーリング・オフの対象にはなりません。本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

売出人

商号等：楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号、商品先物取引業者

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会

目 次

	頁
売 出 要 項	1
本 債 券 の 要 項	3
日 本 国 の 租 税	14
そ の 他	14
欧州復興開発銀行の概要	15

欧州復興開発銀行（以下「発行者」または「EBRD」ということがある。）は、1990年5月29日付の欧州復興開発銀行を設立する協定に基づき設立された国際機関であり、その主たる事務所は英国ロンドンに所在しております。欧州復興開発銀行は、英語版の年次報告書および中間財務報告書を発行もしくは発表しております。直近の年次報告書および中間財務報告書には、本書中の「欧州復興開発銀行の概要」に記載した2013年12月31日に終了した2年間の各年度に関する財務書類ならびに2014年9月30日に終了した9か月間に関する財務書類（未監査）の英語版がそれぞれ含まれております。また、2013年12月31日に終了した年度の業績（英文）も発表されております。これらの日本語訳は本書に記載されております。これらの英文の書類（以下「情報説明書」といいます。）は、インターネット（ホームページ<http://www.ebrd.com/pages/homepage.shtml>）により入手可能です。投資家は欧州復興開発銀行の活動および財政に関する包括的理解のためにこの要約情報のみには依拠すべきではありません。本書に記載されている事項の正確な理解のためには、発行説明書および情報説明書をご参照下さい。

いかなる者も、本書または発行説明書に記載もしくは引用されていない情報を提供し、または記載もしくは引用されていない表明を行う権限を与えられておりません。

本書または発行説明書に記載または引用されていない情報または表明は、欧州復興開発銀行により承認されているものとしてこれを信用してはなりません。本書または発行説明書に記載または引用された情報が、本書または発行説明書の日付以降においても正確であることを本書または発行説明書の交付が示唆していると解してはなりません。

売付けの申込みもしくは買付けの申込みの勧誘が承認されていない法域において、または売付けの申込みもしくは買付けの申込みの勧誘が違法となる者に対しては、本書および発行説明書は、本債券の売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘を構成するものではありません。

本書において、「ブラジル・リアル」は、ブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・リアルを意味します。

欧州復興開発銀行
2018年2月6日満期ブラジル・リアル建債券（円貨決済型）

売 出 要 項

売出人

商 号	住 所
楽 天 証 券 株 式 会 社	東 京 都 品 川 区 東 品 川 四 丁 目 12 番 3 号

売出債券の名称	欧州復興開発銀行 2018年2月6日満期ブラジル・リアル建債券（円貨決済型） （本書において「本債券」という。）（注1）		
記名・無記名の別	無 記 名 式	売 出 券 面 総 額	3,000,000 ブラジル・リアル （注2）
各債券の金額	10,000 ブラジル・リアル （注3）（注4）	売 出 価 格	額面金額の 100.00% （注3）
売出価額の総額	3,000,000 ブラジル・リアル （注2）	利 率	年 9.22%（注4）
償 還 期 限	2018年2月6日 （ロンドン時間）	利 払 日	毎年2月6日および 8月6日
受 渡 期 日	2015年2月6日 （日本時間）（注5）	売 出 期 間	2015年1月13日から 2015年2月4日まで
申 込 単 位	10,000 ブラジル・リアル （注3）		
申 込 取 扱 場 所	売出人の本店および日本国内の各支店（注6）		

（注1） 本債券について、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者によって提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者によって提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。発行者および/またはその債務は、スタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）からAAA、およびムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）からAaaの格付を付与されている。2015年1月9日現在において、S&Pおよびムーディーズは、金融商品取引法上の信用格付業者の登録は行っていない（以下「無登録格付業者」という。）。ただし、上記の会社はそれぞれのグループ（スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）内の金融商品取引法上の登録信用格付業者の特定関係法人である。

無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」、およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

（注2） 本債券のユーロ市場における発行額面総額は売出券面総額と同額である。

- (注3) 日本における本債券の売出しにより本債券を購入する投資家は、各本債券につき、10,000 ブラジル・レアルに相当する日本円金額を売出人に対して払込むものとする。償還金は、適用される参照レートでブラジル・レアルから換算された日本円金額で償還期限に支払われる。
- (注4) 本債券に関する利息額および償還額は日本円で支払われる。実際に支払われる利息額および償還額については、下記「本債券の要項」中の「4. 利息」および「5. 償還および買入れ」を参照のこと。
- (注5) 本債券は、発行者のグローバル・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、ユーロ市場で募集され、2015年2月5日（ロンドン時間）に発行される。本債券は、いかなる証券取引所にも上場される予定はない。
- (注6) 本債券の申込、購入および払込は、すべて本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。かかる外国証券取引口座を開設していない申込人は、売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき同口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出する必要がある。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行わない。なお、本債券の券面に関する事項については、下記「本債券の要項」を参照のこと。

本債券は、本売出しにおいて、米国においてまたは米国人（米国内国歳入法およびその関連規則において定められた意味を有する。）に対して販売できない。

本債券の要項

(要約訳文)

本債券（以下「本債券」という。かかる表現は、(i)包括ならびに無記名様式の債券により表章される本債券（以下「包括債券」という。）に関して、10,000 ブラジル・レアル単位で表章されるユニット、(ii)要項第1項に規定される一定の例外的な場合に包括債券と交換（または一部交換）により発行される確定債券、および(iii)包括債券を意味するものとする。）は、欧州復興開発銀行（以下「発行者」もしくは「EBRD」という。）、発行代理人、主支払代理人および代理銀行（agent bank）であるシティバンク・エヌ・エイ（以下「本債券の代理人」という。かかる表現には、本債券の代理人としての後継者が含まれる。）ならびに契約中に記載されるその他の支払代理人（以下「支払代理人」という。かかる表現には、本債券の代理人および追加のまたは後継の支払代理人が含まれる。）との間の2012年7月3日付の修正・再表示財務代理契約（以下「財務代理契約」という。）に基づき、かつその利益を享受して発行される。

本書において、「シリーズ」とは、当初の発行とともに同一のシリーズを構成することが明記され、同一の通貨により表章され、満期日、利息計算の基礎および利払日が同一であり、かつその要項が同一（発行日または利息開始日および発行価格は除くが、本債券が上場されるか否かを含む。）である将来の本債券の発行と、当該当初の発行との総称である。

本債券のその時々所持人（以下「本債券所持人」という。）（かかる表現は、包括債券により表章される本債券に関しては、要項第1項に規定される通りに解釈される。）および本債券に付属する利札（以下に定義する。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、財務代理契約および適用ある条件決定補足書のすべての規定を了解したものとみなされ、その利益を受ける権利を有し、かつそれらに拘束される。

本債券所持人および利札所持人は、発行者により調印された2012年7月3日付の修正・再表示約定証書（Deed of Covenant）（以下「約定証書」という。）の利益を受ける権利を有する。約定証書の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエイ/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）のための共通預託機関が保有している。

本書において、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに言及する場合、文脈により許容される限り、発行者および本債券の代理人が承認した追加または代替の決済機関を含むものとみなされる。

1. 様式、券面種類、権原および譲渡

本債券はブラジル・レアルによる特定の額面金額（10,000 ブラジル・レアル）を有する無記名式とする。

本債券は、利息の支払のための利札（以下「利札」という。）とともに発行される。

下記の規定に従い、本債券および利札の権原は交付により移転する。各利札所持人は、利札が無記名式債券に付属しているか否かにかかわらず、利札所持人として、当該債券に記載されるすべての規定に服し、それに拘束される。発行者および支払代理人は、あらゆる目的のために、本債券または利札の所持人を（かかる債券または利札が期日を経過しているか否かにかかわらず、かつかかる債券または利札上の所有権の注記またはその旨の記載またはかかる債券または利札の従前の紛失もしくは盗失を知っていたか否かにかかわらず）その絶対的な所有者とみなし、そのように取り扱うことができる。ただし、包括債券の場合は、下記の規定に従う。

本債券は、当初仮包括債券により表章され、これは、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの共通預託機関に預託され、非米国人実質所有証明書の提出により本債券の発行日から40日以降の日に恒久包括債券と交換される。

本債券が仮包括債券により表章されている間に本債券の利払日が到来した場合、この利払いは、仮包括債券の呈示と引換えに、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグが非米国人実質所有証明書（仮包括債券記載の様式で）を受領し、受領したかかる証明書に基づき同様の証明書をユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグが発行者または本債券の代理人に提出した範囲においてのみなされる。仮包括債券発行後40日目の日（以下「交換日」という。）以降（ただし、非米国人実質所有証明書が受領されている場合）、仮包括債券上の権利は、恒久包括債券上の権利と交換することができる。交換日後は、仮包括債券に関して利払いはなされない。恒久包括債券に関する元利金の支払は、追加の証明書の必要なしに、恒久包括債券の呈示または（場合により）引渡しによりユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグを通じてなされる。下記の状況の場合、恒久包括債券はその全部（一部は不可）を利札付無記名式確定本債券と交換することができる。

- (1) 債務不履行事由が発生し、継続している場合、または
- (2) 発行者が、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグのいずれかまたはその他の関連決済機関が14日間連続して業務を行っていない（法定その他の休日による場合を除く。）、業務を永久に停止する意思を公表した、または現実にそうした旨の通知を受け、かつ他の決済機関が利用できない場合。

仮包括債券、恒久包括債券および確定債券は、発行者に代って、本債券の代理人が発行する。

債務不履行事由の場合で、本債券が包括債券により表章されており、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグのその者の証券口座に包括債券の権利が記帳されている本債券の所持人が本債券の期限の利益を喪失させたい旨の通知を行った場合には、当該通知がなされてから15日以内に包括債券の条項に従った支払が完全になされる場合を除き、包括債券は無効となる。同時にユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグにあるその者の口座にその権利が記帳されている包括債券の権利の所持人は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグが付与する口座計算書（statements of account）に基づき、約定証書の規定に従って、発行者に対して直接手続きをとることができる。

本債券が包括債券により表章されている限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に特定の元本金額の本債券の所持人（この点については、かかる本債券の元本金額がある者の勘定に入っていることに関してユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りのない限り、確定的なものであり、すべての目的のため拘束力を有する。）として記載されている者（二つ以上の決済機関の間をつなぐ目的で他の決済機関に勘定を有する決済機関を除く。）は、あらゆる関係上、発行者、本債券の代理人および他の支払代理人により、かかる当該元本金額の本債券の所持人として扱われる。ただし、かかる本債券の元金および利息の支払については、その権利は、本債券の要項に従って、発行者、本債券の代理人および他の支払代理人に対する関係では、包括債券の保有者が有する（また、「本債券所持人」、「本債券の所持人」およびこれらに関連する表現は、上記に応じて解釈される。）。

包括債券により表章される本債券は、ユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグのその時点における規則および手続に従ってのみ譲渡可能である。

2. 本債券の地位

本債券および関連する利札は、発行者の直接かつ無担保（ただし、第3項の規定に従う。）の債務であり、互いに優先することなく、発行者の他の無担保非劣後債務と同順位（ただし、第3項の規定に従う。）である。本債券および関連する利札は、いかなる政府もしくは発行者の加盟国・機関の債務でもない。

3. 担保制限条項

本債券が残存する限り、発行者は、証券取引所その他の組織された証券市場において相場が立ち、上場されもしくは通常取引がなされる債券、ノートその他の債務証券のうち、発行者が過去もしくは将来において発行もしくは引受けるものについてはその担保として、また発行者がそれら証券につき保証する場合はその保証債務の担保として、発行者の資産にいかなる抵当権、質権、先取特権またはその他の担保権も設定しない。ただし、本債券のすべての支払が、かかる抵当権、質権、先取特権またはその他の担保権により、当該債券、ノートその他の債務証券または保証と同等の順位および比率をもって担保される場合はこの限りではない。また、上記の規定は、(i)資産の購入のための資金の調達もしくは再調達を目的として発生した債務もしくは保証の支払の担保として設定された担保権 (lien)、(ii)通常の業務の過程において発生した担保権 (lien) および当初発生した日から1年以内に満期となる負債を担保するための担保権 (lien)、または(iii)これらの延長もしくは更新については適用されない。

4. 利 息

(a) 利息は、各本債券の額面金額に対して年9.22%の利率で、2015年2月6日(同日を含む。)からこれを付し、初回の利払日を2015年8月6日とし、それ以降2018年2月6日まで毎年2月6日および8月6日(以下それぞれを「利払日」という。)にブラジル・レアルで6か月分を後払するものとし、その金額は各本債券につき461.00ブラジル・レアルとする。かかる利払日が営業日でない場合は、利息(および元金)の支払は翌営業日に延期される。ただし、これにより支払が翌暦月に入る場合はこの限りではなく、この場合かかる支払は直前の営業日に繰上げられるものとする。かかる利息の支払日の調整により支払われるべき金額の調整は一切なされない。

各本債券の額面金額についての利息額は、関連する利払日に日本円により支払われる。かかる日本円金額は、関連する参照レート決定日(以下に定義する。)において以下の算式に従って計算代理人(以下に定義する。)により決定される。

$$461.00 \text{ ブラジル・レアル} \times \text{参照レート (以下に定義する。)} \quad (1 \text{ 円未満四捨五入})$$

定 義

「BRL12」とは、適用される参照レート決定日の午後3時45分(サンパウロ時間)頃またはその後実務上可能な限り速やかにEMTAのウェブサイト(www.emta.org)において公表される、2サンパウロおよびニューヨーク営業日後の決済のための1米ドル当たりのブラジル・レアルの数値として表示される、米ドル換算のための米ドル/ブラジル・レアル特定外国為替レートであるEMTAブラジル・レアル産業調査レートを意味する。BRL12は、EMTAブラジル・レアル産業調査方法論(EMTAブラジル・レアル産業調査レートを決定する目的で米ドル/ブラジル・レアル直物為替市場に活発に参加しているブラジルの金融機関の集中的産業調査のための2004年3月1日付方法論(その時々々の修正を含む。)を意味する。)に従ってEMTAにより計算される。

「営業日」とは、別段の定義のない限り、特定されたビジネス・センターにおいて、またはビジネス・センターが特定されていない場合は東京、ロンドン、ニューヨーク市およびサンパウロにおいて商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行ない、一般業務(外国為替取引および外貨預金を含む。)を行っている日を意味する。

「計算代理人」とは、2006年3月14日付の発行者と計算代理人間の計算代理人契約(時々々の修正、追補

を含む。)の規定に従い、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを意味する。計算代理人に関するすべての言及は、本債券に関する計算代理人としてのその承継者を含む。本債券に基づき、かつ計算代理人契約に従って決定し、形成し、もしくは行使することを要求され、もしくは許容される計算代理人による金額または事態、状況、事由もしくはその他の事項の決定、または意見の形成もしくは裁量権の行使は、(明白な誤りがない場合)最終的であるすべての当事者(発行者および本債券の所持人を含む。)を拘束する。計算代理人によるかかる決定は、計算代理人契約に従って誠実にかつ商業的に合理的な方法によりその単独の裁量で行われる。本債券に基づく職務を行うにあたり、計算代理人は、計算代理人契約に従って行為する。

「早期償還日」とは、第9項に従って本債券の支払期日が到来した日を意味する。

「繰延早期償還日」とは、早期償還日(もしあれば)後10営業日目の日を意味する。

「繰延利払日」とは、元々予定されていた利払日後10営業日目の日を意味する。

「繰延償還日」とは、元々予定されていた償還期限後10営業日目の日を意味する。

「価格情報源障害事由」: PTAX レート(以下に定義する。)が、いずれかの参照レート決定日に、ブルームバーグ・ページ<BZFXJPY><INDEX>(もしくはその承継ページ)またはブラジル中央銀行のウェブサイト(<http://www.bcb.gov.br/?english>)上で何らかの理由で利用できない場合、かつBRL12も利用できない場合、計算代理人は、価格情報源障害事由(以下「価格情報源障害事由」という。)が生じていると決定し、速やかにその旨を発行者および本債券の代理人に通知するものとする。価格情報源障害事由が発生していると決定された場合、それ以降、(i)発行者が、計算代理人より価格情報源障害事由はもはや存続していない旨通知を受けた日から5営業日目の日と(ii)繰延利払日(上記に定義する。)、繰延償還日(上記に定義する。)または繰延早期償還日(上記に定義する。)のいずれか早い方の日まで、本債券の所持人は、本債券に関するいかなる金額も受領する権利を有しない。価格情報源障害事由が発生していると決定された後10営業日目の日に、PTAX レートおよびBRL12(またはその継承ページ)が依然利用できない場合は、BRL12に代えて米ドル/ブラジル・リアル参照レートが使用される。

「PTAX レート」とは、適用される参照レート決定日の午後1時30分(サンパウロ時間)頃までにブラジル中央銀行が発表し、ブルームバーグ・ページ<BZFXJPY><INDEX>(もしくはその承継ページ)またはブラジル中央銀行のウェブサイト(<http://www.bcb.gov.br/?english>)に公表される1円当たりのブラジル・リアルの数値として表示されるブラジル・リアル/円外国為替レートを意味する。ただし、ブルームバーグ・ページ<BZFXJPY><INDEX>に表示されるPTAX レートと一致しない際には、ブラジル中央銀行のウェブサイト上のPTAX レートが優先する。

「参照レート決定日」とは、適用される利払日、償還期限または早期償還日の5営業日前の日を意味する。かかる日に価格情報源障害事由が発生している、または存続している場合、参照レート決定日は、(i)発行者が、計算代理人より価格情報源障害事由はもはや存続していない旨通知を受けた営業日と(ii)適用される繰延早期償還日、繰延利払日または繰延償還日の5営業日前の日のいずれか早い方の日とする。

「参照ディーラー」とは、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法でその単独の裁量により選定する米ドル/ブラジル・リアル為替市場または米ドル/円為替市場で定期的取引を行う4つの主要ディーラー、銀行または金融機関を意味する。

「参照レート」とは、PTAX レートのアスクサイドの逆数(1ブラジル・リアル当たりの日本円の数値として表示される。)(小数第3位を四捨五入し、第2位まで求める。)を意味する。PTAX レートのアスクサイドが、適用される参照レート決定日に何らかの理由で利用できない場合、参照レートは、米ドル/円参照

レートは BRL12 で除して得られるクロス・カレンシー為替レート（小数第 3 位を四捨五入し、第 2 位まで求める。）とする。

「サンパウロおよびニューヨーク営業日」とは、サンパウロおよびニューヨーク市において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）を意味する。

「東京およびニューヨーク営業日」とは、ニューヨーク市および東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）を意味する。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨を意味する。

「米ドル/ブラジル・リアル参照レート」とは、適用される参照レート決定日の午後 5 時 30 分（サンパウロ時間）頃に、計算代理人が参照ディーラー（以下に定義する。）からその 2 サンパウロおよびニューヨーク営業日後の決済のためのブラジル・リアル売り、米ドル買いのために得ることができる確定相場（すなわち、米ドルをえるための米ドル/ブラジル・リアル特定外国為替レートのオファーサイド）の平均値（1 米ドル当たりのブラジル・リアルの数値として表示）を意味する。ただし、4 未満（ただし、少なくとも 2）の参照ディーラーがかかる確定相場を提示する場合は、実際に得られた相場の平均値が適用される。参照ディーラーが確定相場を全く提示しない、または 1 社の参照ディーラーのみが確定相場を提示する場合は、米ドル/ブラジル・リアル参照レートは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で行為して決定する。

「米ドル/円参照レート」とは、適用される参照レート決定日の午後 4 時（ニューヨーク時間）現在のロイター・スクリーン“JPNW” ページ（またはかかるレートを表示する目的のその継承ページ）上に公表される 1 米ドル当たりの日本円の数値として表示される米ドル/円外国為替レートのビッドサイドの数値を意味する。米ドル/円外国為替レートが、適用される参照レート決定日に、何らかの理由で利用できない場合、米ドル/円外国為替レートは、適用される参照レート決定日の午後 4 時（ニューヨーク時間）頃に、計算代理人が参照ディーラーからその 2 東京およびニューヨーク営業日後の決済のための日本円買い、米ドル売りのために得ることができる確定相場の平均値（1 米ドル当たりの日本円の数値として表示）とする。ただし、4 未満（ただし、少なくとも 2）の参照ディーラーがかかる確定相場を提示する場合は、実際に得られた相場の平均値が適用される。参照ディーラーが確定相場を全く提示しない、または 1 社の参照ディーラーのみが確定相場を提示する場合は、米ドル/円参照レートは、計算代理人がその単独の裁量により、誠実かつ商業的に合理的な方法で行為して決定する。

利息は、第 6 項の規定に従い支払われる。各本債券（または、単に本債券の一部の償還の場合、かかる本債券の当該一部）の利息は、その償還日以降は付されない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、元金の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合については、この限りではない。かかる場合、(i) 当該日までに当該本債券につき期限の到来した全金額が当該本債券の所持人により、または、そのために、受領された日と (ii) 本債券の代理人がその所持人に対し、当該日までに当該本債券につき期限の到来した全金額が受領されたことを通知（第 13 項に基づく通知と個別の通知のいずれをも含む。）した日のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、上記の利率により継続して利息が付される。

- (b) ある利息発生期間に関し、本債券の額面金額につき支払われる利息額は、かかる利息発生期間につき確定利息額の記載がない限り（かかる場合、当該利息発生期間に関する本債券の額面金額について支払われる利息額は、記載の確定利息額である。）、各本債券の額面金額に上記の利率を乗じ、その積に下記の算式によりえられる当該期間の日数を 360 で除して算出される商を乗ずることにより計算される (0.01 ブラジ

ル・リアル未満四捨五入)。利息期間が複数の利息発生期間からなっている場合、当該利息期間の額面金額につき支払われる利息額は、各利息発生期間に関し支払われる利息額の合計とする。利息計算を要するその他の期間に関しては、日数計算が利息の計算を要する期間に適用されるものとなる以外は、上記の規定が適用される。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「 Y_1 」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「 Y_2 」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「 M_1 」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「 M_2 」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「 D_1 」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 の場合、 D_1 は 30 になる。

「 D_2 」とは、当該期間に含まれる最終日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 であり、 D_1 が 29 より大きい数字の場合、 D_2 は 30 になる。

5. 償還および買入れ

(a) 満期における償還

本債券が償還期限前に償還または買入消却されない限り、本債券は 2018 年 2 月 6 日に、額面金額の 100% で償還される。

各本債券の額面金額についての償還期限における償還額は、日本円により支払われる。かかる日本円金額は、関連する参照レート決定日において以下の算式に従って計算代理人により決定される（ただし、上記第 4 項の規定に従う。）。

$$\text{額面金額 } 10,000 \text{ ブラジル・リアル} \times \text{償還期限に関連する参照レート決定日の参照レート}$$

(1 円未満四捨五入)

(b) 買 入 れ

発行者はいつでも、公開市場その他において本債券を買入れその他の方法により取得することができる。発行者は買入れその他の方法により取得した本債券を保有もしくは転売することができ、また発行者の裁量により、(確定本債券の場合は、当該本債券に付属するまたはそれとともに買い入れられた支払期日未到来の利札とともに) 本債券の代理人に消却のため引渡すことができる。買入れが、入札により行われる場合、入札はすべての本債券所持人に対し入札可能となっていなければならない。

(c) 消 却

償還された本債券および上記の通り買入れその他の方法により取得され発行者が消却を選択した本債券はすべて、(確定本債券の場合は、当該本債券とともに引渡されたすべての支払期日未到来の利札とともに) 消却され、それ以降は再発行または転売されない。

6. 支 払

包括債券により表章される本債券に関する元金および利息（もしあれば）の支払は、下記に指定する方法および当該包括債券に指定されるその他の方法により、当該包括債券を支払代理人の指定営業所に呈示するかまたは引渡すことによりなされる。かかる包括債券を呈示された支払代理人は、当該包括債券に、当該包括債券についてなされた各支払を、元金の支払と利息の支払とを区別して記録するものとし、かかる記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となる。

包括債券の所持人は、当該包括債券により表章される本債券に関する支払を受領する権限を有する唯一の者であり、発行者は、そのように支払われる各金額に関して当該包括債券の所持人に対しまたはその指示に従って支払を行うことにより、免責される。ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録中に特定の元本金額の本債券の所持人として記載される者はそれぞれ、発行者が当該包括債券の所持人に対しまたはその指示に従って上記の通り行った各支払における自己の持分に対する請求を、（場合に応じて）ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ行わなければならない。当該包括債券の所持人以外の者は、その包括債券についてなされる支払について、発行者に対していかなる請求もすることができない。

（第 1 項の規定に従い包括債券と交換により確定債券が発行された場合）本債券に関する元金および利息（もしあれば）の支払は下記の規定に従い、当該本債券または利札を、合衆国（かかる表現は、本書において使用される場合、アメリカ合衆国（州、コロンビア特別区、領土、属領およびその管轄に服するその他の地域を含む。）を意味する。）以外に所在する支払代理人の指定営業所に呈示するかもしくは引渡すことによりなされる。本債券に関する元金および利息の支払はすべて、合衆国外に所在する口座に対してなされる。

（第 1 項の規定に従い包括債券と交換により確定債券が発行された場合）本債券に関する支払は、東京の銀行宛での日本円建小切手の振出し、または所持人の選択により本債券の代理人への 15 日前の通知をもって東京における銀行に所持人が保有する日本円口座への送金により行う。

（第 1 項の規定に従い包括債券と交換により確定債券が発行された場合）本債券は、それに付属する支払期日未到来の利札とともに、支払のために呈示されなければならない。その支払期日未到来の利札で欠缺したものがあるときは、その欠缺利札金額の全額（または、全額の支払が行われない場合は、かかる欠缺した利札の金額のうちその時支払われる金額の合計が支払期日の到来した金額の総額に占める割合に相当する金額）を支払期日の到来した金額から控除する。そのように控除された金額は、かかる利札が第 10 項によって無効となっているか否かに拘わらずかかる期限の到来した支払金額の合計の関連日（以下に定義する。）から 10 年の期間内に（または当該利札の支払期日から 5 年間の満了日がそれより後となる場合は、その日までに）かかる欠缺した利札が呈示されれば上記の方法で支払われる。

本債券または利札に関する支払期日が支払営業日ではない場合、その所持人は、翌支払営業日まで呈示地において期日が到来した金額の支払を受ける権限を有しない。ただし、これにより支払が翌暦月に入る場合はこの限りではなく、この場合かかる支払は直前の支払営業日に繰上げられるものとする。発行者も支払代理人もかかる支払の繰下げまたは繰上げについて、本債券の所持人および利札の所持人またはその他の者に対しいかなる利息その他の支払、また控除も行うべき責任を負わないものとする。本項において、「支払営業日」とは、サンパウロ、東京、ロンドンおよびニューヨーク市ならびに本債券の呈示地において商業銀行および外国為替市場が業務を行い、かつ、支払が銀行口座に対して日本円で振込まれる場合は、日本円の外国為替取引が東京において行われる日を意味する。

（第 1 項の規定に従い包括債券と交換により確定債券が発行された場合）本債券の償還期日がそれに関する利息の支払期日ではない場合、当該本債券について直前の利息支払期日（または利息開始日）（当日を含む。）

から発生した利息は、当該本債券の引渡しと交換にて支払われる。

当初本債券の代理人および他の当初支払代理人の名称ならびにその当初指定営業所は、以下のとおりである。

本債券の代理人

Citibank, N.A.

Citigroup Centre

Canada Square

Canary Wharf

London E14 5LB

United Kingdom

支払代理人

The Bank of New York Mellon SA/NV

Rue Montoyerstraat

B-1000 Brussels

Belgium

発行者は、いつでも支払代理人の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人を指名する権利ならびに支払代理人の指定営業所の変更を承認する権利を留保する。ただし、本債券が残存する限り、(i)本債券の代理人および(ii)ヨーロッパ大陸の主要な金融中心地に指定営業所を有する支払代理人(本債券の代理人であってもよい。)を維持するものとする。かかる変更および終了は、下記第13項に基づいて本債券所持人に対して30日以上事前の通知がなされた後にのみ効力を生ずる(支払不能(insolvency)の場合を除く。この場合は、直ちに効力を生ずる。)。また、本債券の代理人の辞任または解任は、上記の支払不能(insolvency)の場合を除き、新規の本債券の代理人が指名されるまで効力を生じない。

本債券に関する支払は、いかなる場合においても、支払地において適用される財務その他の法令に服するものとする。ただし、第7項の規定に従う。

7. 課 税

発行者による本債券に関する元金および利息の支払はすべて、支払代理人に対して、租税を源泉徴収もしくは控除することなく行われる。

8. ユーロ

発行者のグローバル・メディアム・ターム・ノート・プログラムの通貨ユーロに関する本第8項の規定は、本債券に適用はない。

9. 債務不履行事由

(a) 下記の事由(以下「債務不履行事由」という。)のいずれかが発生した場合、各本債券のその時点における所持人は、当該通知を発行者が受領してから30日目に本債券の期限が到来する旨の通知を、発行者に直接または本債券の代理人の営業所で行うことができ、その場合、当該本債券は下記(b)に従って償還可能となる。ただし、かかる時点までにここに規定する本債券に関する債務不履行事由のすべてが治癒された場合はこの限りでない。

(i) 発行者が、本債券の元金または利息の支払を90日以上怠っている場合。

- (ii) 発行者が、本債券に記載されるその他の約束または合意の履行を怠り、かつ本債券所持人が本債券の代理人の営業所宛に発行者に対する書面による通知を行ってからかかる不履行が 90 日以上継続している場合。
 - (iii) 発行者が発行、引受または保証したボンド、ノートその他の債務の元金または利息の支払を発行者が怠り、かつかかる不履行が 90 日以上継続している場合。
- (b) 本第 9 項に基づき本債券の期限が到来した場合、本債券は、額面金額の 100%にて、経過利息とともに償還される。

各本債券の額面金額についての早期償還日における償還額は、日本円により支払われる。かかる日本円金額は、関連する参照レート決定日において以下の算式に従って計算代理人により決定される（ただし、上記第 4 項の規定に従う。）。

$$\text{額面金額 } 10,000 \text{ ブラジル・リアル} \times \text{早期償還日に関連する参照レート決定日の参照レート} \\ \text{(1 円未満四捨五入)}$$

10. 時効

第 6 項の規定に従うことを条件に、本債券の元金の支払請求は、関連日（以下に定義する。）から 10 年間の満了時に時効となり、本債券の利息の支払請求は関連日から 5 年間の満了時に時効となる。

本債券の要項の目的上、「関連日」とは、本債券または利札にかかる支払期日が最初に到来した日を意味するが、かかる日に支払われるべき金額の全額を本債券の代理人が当日までに受領しなかった場合は、「関連日」は、かかる金額が受領され、その旨の通知が第 13 項に従って本債券所持人になされた日を意味する。

11. 代り債券および利札

本債券（包括債券を含む。）または利札が汚損、毀損、盗失、破損または紛失した場合、請求者が関連経費を支払うことを条件として、また発行者が要求する証拠および補償に関する条件に従い、本債券の代理人の指定営業所において交換することができる。汚損または毀損した本債券または利札は、代り債券または代り利札が発行される前に引渡されなければならない。

12. 本債券の債権者集会および修正

財務代理契約には、特別決議による本要項の修正を含め、本債券所持人の利益に影響を与える事項を検討するための本債券の債権者集会の開催の規定が定められている。特別決議事項として提出されている議案を審議するために開催される集会の定足数は、その時点において残存する本債券の元本金額の過半を所持または代理する 1 名以上の者とし、その延会については、所持または代理する元本金額にかかわらず、その時点において残存する本債券を所持または代理する 1 名以上の者とする。ただし、特に (i) 償還期限の修正、または償還時に支払われる元本金額の減額もしくは取消、(ii) 本債券の利息に関して支払われる金額の減額もしくは支払日の変更、または本債券に関する利率の計算方法の変更、(iii) 最低利率および／または最高利率の低減、(iv) 本債券もしくは付属利札に基づく支払がなされる通貨の変更、(v) 特別決議を可決するために必要な多数決の変更、または (vi) 本ただし書に関する財務代理契約の規定の修正が議事に含まれる集会については、特別決議を可決するために必要な定足数は、その時点において残存する本債券の元本金額の 4 分の 3 以上を所持または代理する 1 名以上の者とし、その延会については、その時点において残存する本債券の元本金額の過半を所持または代理する 1 名以上の者とする。本債券を直接保有するものによりまたはかかる者のため、または包括債券に関しては、該当する決済機関の共通預託機関もしくはノミニーにより（当該決済機関の規則と手続きに従

って) 書面により署名された決議は、それらのものが保有する本債券がその時点において残存する本債券の元本金額の 90%以上に相当する場合、財務代理契約の規定に従って適式に招集され開催された本債券の債権者集会において可決された特別決議として、あらゆる関係において有効なものとする。かかる決議は、当該本債券に関連するすべての本債券所持人(かかる集会に出席したか否かにかかわらず。)およびすべての利札所持人を拘束する。

本債券の代理人は、財務代理契約または本債券の規定の修正で、形式上の、些細なもしくは技術的な性質のもの、または明白な誤りを訂正するためのものについては、本債券所持人または利札所持人の承認なくして、同意することができる。かかる修正は、すべての本債券所持人および利札所持人を拘束するものであり、本債券の代理人が要求する場合には、実行可能な限り速やかに、第 13 項に従って本債券所持人に通知される。

13. 通 知

- (a) 本債券に関する通知はすべて、ロンドンの主要日刊新聞 1 紙 (Financial Times を予定) に公告された場合に有効となる。上記の通り公告された通知は、その掲載の日、または 2 回以上掲載された場合は、最初の掲載の日になされたものとみなす。利札所持人は、すべての目的上、本債券の要項に従って本債券所持人に対してなされた通知の内容を知っているものとみなされる。
- (b) 第 1 項の規定に従って包括債券と交換により確定債券が発行されない限り、本シリーズのすべての包括債券がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている間、同シリーズについては上記の公告にかえて、(ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグが本債券所持人に対して連絡するために) 当該通知をユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに交付することができる。かかる通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグになされた日に本債券所持人に対してなされたものとみなされる。
- (c) 第 9 項に規定されているものを除き、本債券所持人によりなされる通知は書面により、関連する本債券とともに当該通知を本債券の代理人に提出することによりなされる。本債券が包括債券により表章されている間は、表章されている本債券の所持人は、本債券の代理人およびユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグがこの関係で承認する方法によりユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じてかかる通知を本債券の代理人に対して行うことができる。

14. 代 理 人

財務代理契約に基づき行為する場合、本債券の代理人および支払代理人は、発行者の代理人としてのみ行為するものであり、本債券所持人または利札所持人に対して義務を負わず、また本債券所持人または利札所持人と代理または信託関係を有しない。ただし、本債券所持人および利札所持人に対して本債券の償還およびその利息の支払を行う発行者の義務に影響を与えることなく、本債券の代理人は本債券の元利金の支払のために受領した資金を、本債券の要項第 10 項に基づく時効の期間満了まで、本債券所持人および利札所持人のために信託の形で保有する。発行者は、財務代理契約に基づき課された義務を履行し、遵守することに同意する。財務代理契約には、支払代理人に対する補償および一定の状況における免責の規定が定められており、また、結果として得られた利益を本債券所持人および利札所持人に対して返還する義務を負うことなく、発行者およびその子会社と取引を行うことを支払代理人に認めている。本書中の代理人への言及は、その後継者を含むものとする。

15. 追加発行

発行者は随時、本債券所持人または利札所持人の同意なくして、あらゆる点において（もしくは最初の利息支払以外のすべての点について）本債券と同一の条件を有し、いずれかのシリーズの残存する債券（本債券を含む。）と併合され、単一のシリーズを構成することとなる追加債券、または、発行者が発行の際に決定する条件による追加債券を創設し、発行することができる。本債券の要項中で本債券という場合には、（文脈上異なる場合は除き）本債券の要項に基づき発行され、本債券と単一のシリーズを構成する他の債券を含む。

16. 準拠法

本債券、利札および財務代理契約ならびにそれらから派生または関連する契約によらない義務は、英国法に準拠し、英国法に基づき解釈される。発行者は、本債券所持人および利札所持人それぞれの利益のために、本債券および利札からまたはそれらに関連して発生する紛争を解決する管轄を英国裁判所が有することに取消不能の形で同意する。

17. 1999年（第三者の権利）契約法

いかなる者も 1999年（第三者の権利）契約法に基づき本債券の条項を強制履行するいかなる権利も有さない。

日本国の租税

本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本債券の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、原則として20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉税が課される（源泉税額は、その利息につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。）が、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間に支払われる利息に関しては、東日本大震災に係る復興特別所得税、すなわち基準所得税額に対する2.1%の付加税の対象となるため、その税率は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）となる。居住者においては、本債券の利息の交付が支払の取扱者を通じて行われる場合には当該源泉税の徴収により課税関係は終了する（ただし、本「日本国の租税」最終段落参照）。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該法人は前記源泉徴収税を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合は、雑所得として取扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の税率は超過累進税率であり、その最高税率は、原則として、50%（国税と地方税の合計）であるが、2013年1月1日から2037年12月31日までは、復興特別所得税の対象となるため、50.84%（40.84%の国税と10%の地方税）である（ただし、本「日本国の租税」最終段落参照）。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる（ただし、本「日本国の租税」最終段落参照）。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

なお、2013年税制改正により、2016年1月1日以降においては、居住者が支払を受けるべき特定公社債等（本債券、その他の国外において発行された公社債で、国内において売出しがされたもの等を含む。）の利子等については、源泉分離課税ではなく、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、また、居住者が特定公社債等の譲渡をした場合の譲渡所得についても、同じく20.315%の税率による申告分離課税の対象となる予定である。特定公社債等の償還差益についても、譲渡所得と同様の扱いとなる予定である。

そ の 他

売出しの届出

発行者は、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づき、本債券の売出しの届出の義務を免除されている。

欧州復興開発銀行の概要

概 説

欧州復興開発銀行（以下「EBRD」という。）は、1990年5月29日付で40カ国、欧州経済共同体および欧州投資銀行が署名した欧州復興開発銀行を設立する協定（以下「本協定」という。）に基づき設立された国際機構である。本協定は1991年3月28日に発効し、EBRDは1991年4月15日に業務を開始した。現在、EBRDは66の加盟国・機関（以下「加盟国」という。）を有する。EBRDの主たる事務所はロンドンにある。

本協定

本協定はEBRDが準拠すべき根本規約である。それにはEBRDの目的および機能ならびに資本構成および組織を規定し、従事可能な業務を授権し、かかる諸業務の遂行に対する制限を規定し、ならびにEBRDの地位、免責、免除および特権事項を設定する。また、本協定には加盟、脱退および加盟資格の一時停止、EBRDの授権株式の増資、EBRDが融資を実行し、融資を保証し、または株式投資を行う上での条件、保有通貨の使途、本協定の改正および解釈、ならびにEBRDによる業務の一時停止および終了に関する規定を含む。

組織および運営

EBRDは、総務会、理事会、総裁、1名またはそれ以上の副総裁ならびにその時々において必要と見なされるその他の役員および職員で構成される。

EBRDの全ての権限は総務会に付与されており、各加盟国がその構成員を任命する。総務会は、権限のほとんどを理事会に委任しており、理事会はEBRDの全般的な運営および政策の方向性について責任を負う。総務会は、本協定に基づき理事会に委任したまたは委譲した事項について権限を行使する完全な権利を留保している。

EBRDの目的および機能

EBRDの目的は、複数政党制による民主主義、多元的文化および市場経済の原則を貫き、かつ適用しているEBRDが業務を行っている国において、開放市場型経済への移行を促進し、かかる諸国において民間および企業家による取組みを促進することにある。現在、EBRDが「業務を行っている国」は中欧、東欧および旧ソビエト連邦の国々、トルコ共和国ならびにモンゴル国を含む。

EBRDおよびその加盟国は、EBRDの業務の地理的範囲を、ヨルダンを含む地中海南部および東部（以下「SEMED」という。）地域へ拡大する過程にある。かかる拡大には、本協定の改正が必要となる。かかる改正の効力発生まで、EBRDは、主にSEMED地域諸国の民間部門に投資を行う目的でEBRDが設立した特別基金に対して使用可能な10億ユーロの額を、一定の条件の下で配分している。この金額は、以前は剰余金に配分されていたが、EBRDの制約付準備金の一部として扱われ、特別基金へと引き出されない限り、引き続きEBRDの通常資金源の一部である。2012年7月3日現在、(i)当該基金へは引き出しがなされていない、ならびに(ii)SEMED地域におけるEBRDの加盟国のうちEBRDが現在投資を予定しているのはエジプト、モロッコ、チュニジアおよびヨルダンである。エジプトおよびモロッコはEBRDの設立時からの加盟国であり、ヨルダンおよびチュニジアは2011年12月29日にEBRDの加盟国となった。

長期的観点から目的を遂行するために、EBRDは、その業務を行っている国が独占の禁止、中央集権化の廃止および民営化等の構造上および部門毎の経済改革を実行し、諸手段により当該諸国の経済が国際経済へ完全に融合することを支援する。

— 民間その他の関係投資家を通じて、生産的で、競争力がある、とりわけ中小企業といった民間部門の事業の創設、改善および拡大を促進する。

- － 上記の目的に対して国内資本、外資、および経験のある管理者を動員する。
- － サービス部門および金融部門、ならびに関連インフラストラクチャー等への生産的な投資を促進することが民間および企業家の取組みを支援するために必要である場合には、これを促進し、それによって競争的な環境を創設することを支援し、生産性、生活水準および労働条件を向上させることを支援する。
- － 個別の投資プログラムもしくは特定の投資プログラムの文脈かを問わず、関連プロジェクトの準備、資金調達および実施に対する技術援助を供与する。
- － 資本市場の発達を促し、かつ奨励する。
- － 資金調達国として2以上の加盟国が関与する、健全で、かつ経済的に採算のあうプロジェクトに対する支援を行う。
- － 業務全般にわたり、環境的観点からみて健全で、かつ持続可能な開発を促進する。
- － これら諸機能を促進することができるその他の業務を引受け、かつその他のサービスを提供する。

EBRDの創設者は、その業務を行っている国々が市場型経済への移行を成功させることができるかは、複数政党制による民主主義、多元的文化および法の支配に向けた進歩に緊密に関連していると考えていた。よって、かかるEBRDの任務における政治的側面は調査され、EBRDが業務を行っている国が市場経済に移行することを支援する一過程としてEBRDが奨励する。EBRDはEBRDが業務を行っている各国に対する事業戦略の定期的な検討の一環として、それらの経済的および政治的進展の評価を行う。

資金調達源

EBRDは、合計300億ユーロの授権資本を有している。2012年7月3日現在、応募株式資本額は295億ユーロであり、うち62億ユーロが払込済資本、233億ユーロが請求払資本である。

かかる追加的償還株式は（もしあれば）、2016年に全部または一部が無償でEBRDに償還される。償還されるべき株式の数は（もしあれば）、2015年5月に開催される年次総会において、2014年12月31日現在の財務諸表、2015年度の合理的予測、およびEBRDの財政状態ならびにその時点における経済状況に基づいてEBRDの総務会の決議により決定される。かかる償還されるべき株式の数は（もしあれば）、2015年12月31日現在の「未使用請求払資本」と同額とする。「未使用請求払資本」は、(i) EBRDの償還株式の総額および(ii) (Aの87%)からBを差し引いたもの(Aは、2015年12月31日現在のEBRDの非減損応募資本、準備金および剰余金の合計額を意味する。Bは、2015年12月31日現在のEBRDの営業資産の合計額を意味する。)のうちより少ないものと同額とする。いかなるかかる償還も、請求払資本の償還が実行された場合にEBRDのすべての法定比率を継続的に満たし、いかなる請求払資本もEBRDの負債支払のために請求されていない、およびEBRDの活動を終了するいかなる決定もされていない、ということが確認されることを条件とする。いかなる償還も2016年のEBRDの年次総会の直後に行われる。

EBRDの資本ならびにその経営および財政政策の強さは、EBRDが、S&PからAAA、ムーディーズからAaaおよびフィッチからAAAの発行体格付を取得していることに反映されている。EBRDは、国際資本市場において資金を借入れることにより、プロジェクトへの貸付および経営上の必要性のための資金を確保している。

EBRDは、貸付金原資調達のために株主資本を直接利用しているわけではない。代わりに、EBRDは国際市場において、EBRDのAAA/Aaa/AAAの格付により、債券およびその他の債務証券を非常に費用効果の高い市価で発行することで、資金の借入を行うことができる。競争力のある条件で資金調達を行うことにより、EBRDは、自らが業務を行っている国において、顧客の要求を最大限に満たす貸付を構築することができる。EBRDは、その資金調達業務において重大な為替変動または金利リスクを被ることがないように、その負債を管理している。EBRDは、どの

市場、通貨または負債構成が、EBRD に最も効率的な資金調達費用をもたらすかを確定するために、主要な資本市場参加者と日常的に交流をもっている。

EBRD の有価証券は、世界中の中央銀行、年金基金、保険会社および資産運用会社等の投資家に売却される。

法的地位、特権事項および免責事項

本協定には、各加盟国の領域において EBRD に法的地位、一定の免責事項および特権事項を付与する規定が含まれている。以下において、かかる規定の一部を要約する。

EBRD は動産および不動産に関して契約を締結し、取得・処分し、かつ訴訟を提起する能力を有する完全な法人格を備えている。1991 年 4 月 15 日付で英国と EBRD との間で締結された本店設置契約に基づき、EBRD は、金銭を貸借し、債務を保証し、かつ有価証券を売買または引受けることに関する自己の権能に関して提起された民事訴訟等の一定の例外を別として、その公式な業務範囲内において、裁判権からの免責を享受する。英国外においては、EBRD が事務所を有し、送達もしくは告知を受領するために代理人を選任し、または有価証券を発行し、もしくは引受けた国家の領域内に所在する管轄権を有する裁判所においてのみ、EBRD に対して訴訟を提起することができる。加盟国による、または加盟国を代理しもしくは加盟国から請求権を取得した者は、EBRD に対していかなる訴訟も提起することができない。

EBRD の財産および資産は、EBRD に対して確定判決が下されるまで、何らの押収、差押または強制執行からも免除される。かかる財産および資産は、また行政府もしくは立法府の行為による搜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の強制処分からも免除される。EBRD の文書は不可侵である。

EBRD が免責を放棄する場合を除き、EBRD のために職務を遂行する専門家を含む、EBRD の総務、総務代理、理事、理事代理、役員および被雇用者は、公的な資格の下で遂行した行為に対する司法手続から免責される。

租 税

EBRD ならびにその資産、財産および収入は、その公的活動の範囲内において、加盟国によって課せられるすべての直接税を免除される。EBRD がその公的活動を遂行するために必要な相当の価額の物品または役務を購入または使用する場合、間接税の免除が適用される。EBRD はまた、その公的活動の遂行に必要な物品に関する、すべての輸出入に関する税金ならびに輸出入に関する禁止および制限を免除される。

EBRD が発行する債務証書その他の証券（その配当金もしくは利子を含む。）に対しては、EBRD が発行したことのみを理由として当該債務証書その他の証券に対して不利な差別を設ける課税、または発行、支払予定もしくは支払実施の場所もしくは通貨または EBRD が維持する事務所もしくは事業を行う場所の位置を唯一の裁判管轄上の基準とする課税は、いずれも行われぬ。

国際機関に対して一定の免除および権利を付与するという、一般的に容認された国際慣行に沿って、英国政府は指定国際機関による利子その他一定の種類を支払からの源泉徴収義務の免除を規定した法律を制定した。EBRD はこの免除が認められる国際機関の 1 つに指定された。従って、EBRD または支払代理人は、利子の支払を英国所得税のための源泉徴収または控除なしに行うことができる。

EBRD は、2014 年 1 月 15 日に EBRD の 2013 年 12 月 31 日に終了した年度の業績を以下のとおり発表した。

EBRD は、2013 年に新興経済国に強力な支援を提供

EBRD のプロジェクト数は過去最大水準を維持

EBRD は、困難な投資環境にもかかわらず、2013 年に新興経済国を回復軌道に乗せるために強力な支援を行った。

EBRD が活動を行う全地域での 2013 年の投資総額は、前年の 89 億ユーロの資金供給に対して、暫定推計で 85 億ユーロとなった。

これらの投資は、経済の脆弱性が継続する中で、投資家が一般的に消極的であるにもかかわらず達成されたものである。

「投資には困難な年であったが、EBRD は業務を行っている国々が危機の影響に引き続き取り組む中、これらの国々に対し支援を継続して行うことができ非常に満足している。」とスマ・チャクラバルティ EBRD 総裁は述べた。

「将来的には、景気回復が始まれば、引き続き、投資の障壁を撤廃し、全般的な投資環境を改善し、地域を着実に移行への軌道に乗せる改革を推進することが重要となる。」と氏は加えた。

EBRD はまた、2012 年の利益の 10 億ユーロに匹敵すると予測される 2013 年の純利益を計上しても、引き続き投資を展開できる能力を有している。利益の大半は、将来の資金供給に再投資される。

2013 年に EBRD が資金供給した個別プロジェクト数は、記録的な年であった 2012 年の 393 件と比べ、392 件であり、依然としてほぼ過去最大水準である。

ユーロ圏の問題の影響に対して引き続き特に脆弱な地域である、東南ヨーロッパに対する EBRD の投資は、2012 年の 15 億ユーロから約 16 億 5,000 万ユーロに上昇した。

EBRD はまた、中央ヨーロッパ諸国およびバルト諸国に対する支援を継続し、資金供給は 16 億ユーロとなり、前年の 12 億ユーロから上昇した。

ロシアにおける特に困難な経済および投資状況により、同国への投資は 2012 年の 26 億ユーロから 18 億ユーロへと減少した。

しかし、ロシアはこれまでも、かつ引き続き EBRD が業務を行っている最大の国であり、EBRD は同国への極めて深い関与を継続することに全面的に取り組む。「我々はここで果たす役割に誇りを持っており、ロシア経済のさらなる長期的発展においても引き続き役割を果たしていく。」とチャクラバルティ総裁は述べた。

EBRD の東ヨーロッパおよびコーカサス地方への投資は、約 15 億ユーロで前年と同様であった一方、中央アジアへの投資額は、2012 年の 8 億 7,000 万ユーロから 5 億 5,000 万ユーロとなった。

トルコへの投資は約 9 億 2,000 万ユーロで、引き続き堅調であった。2013 年にはまた、地中海南部および東部地域に対して、エジプト、モロッコ、チュニジアおよびヨルダンの全 4 か国との企業、金融およびエネルギー部門に渡る契約調印により、初の通年で投資を行った。投資総額は、4 億 5,000 万ユーロであった。

EBRD は、環境基準の引き上げ、エネルギー効率の促進および再生可能エネルギー源の使用に引き続き極めて高い優先度を置いている。EBRD の「持続可能なエネルギー・イニシアティブ」に基づく投資総額は、2012 年の 23 億ユーロから 24 億ユーロに増加した。

EBRDの2013年12月31日に終了した2年間に関する財務書類（監査済）（注記は除く。）は以下のとおりである。

損益計算書

	2013年12月31日 に終了した1年間	2012年12月31日 に終了した1年間 (再表示済)
受取利息および類似の収益		
銀行貸付業務収益	998	1,040
固定利付債券収益およびその他の利息	99	166
支払利息および類似の費用	(90)	(155)
金融派生商品に係る純支払利息	(162)	(176)
純利息収益	845	875
純手数料収益	25	32
受取配当金	105	87
損益計算を通じて公正価値で測定する		
株式投資による純利益	376	274
損益計算を通じて公正価値で測定する		
貸付金による純利益	1	11
償却原価貸付金による純利益	3	1
償却原価自己勘定資産による純損失	(7)	(16)
損益計算を通じて公正価値で測定する		
自己勘定取引による純利益および為替差益（純額）	102	103
非適格および非有効ヘッジに係る公正価値の変動	45	69
銀行貸付投資貸倒引当金	(133)	(120)
保証貸倒引当金	(5)	-
一般管理費	(319)	(270)
減価償却費	(26)	(25)
継続事業による当期純利益	1,012	1,021
総務会に承認された純利益の移転	(90)	(190)
総務会に承認された純利益移転後の純利益	922	831
株主帰属	922	831

包括利益計算書

	2013年12月31日 に終了した1年間	2012年12月31日 に終了した1年間 (再表示済)
総務会に承認された純利益移転後の純利益	922	831
その他包括利益/(損失)		
1. 損益計算に将来再分類されない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する株式投資	(1)	6
確定給付制度に係る数理計算上の利益/(損失)	2	(5)
キャッシュフローヘッジ	(7)	(15)
2. 損益計算に将来再分類される可能性のある項目		
キャッシュフローヘッジ	4	7
包括利益合計	920	824
株主帰属	920	824

貸借対照表

(単位：百万ユーロ)

2013年12月31日現在

2012年12月31日現在

(再表示済)

資 産				
対金融機関貸付	7,266		7,515	
債 券				
損益計算を通じて公正価値で 測定する債券	139		175	
償却原価債券	12,398		12,243	
控除：貸倒引当金	-		(8)	
	<u>12,537</u>		<u>12,410</u>	
担 保 付 貸 付	<u>247</u>		<u>600</u>	
		<u>20,050</u>		<u>20,525</u>
その他の金融資産				
金融派生商品	3,094		4,671	
その他の金融資産	<u>304</u>		<u>294</u>	
		<u>3,398</u>		<u>4,965</u>
貸 付 投 資				
バンキング・ポートフォリオ： 償却原価貸付金	19,458		19,333	
控除：貸倒引当金	(817)		(736)	
損益計算を通じて公正価値で 測定する貸付金	<u>223</u>		<u>247</u>	
		<u>18,864</u>		<u>18,844</u>
株 式 投 資				
バンキング・ポートフォリオ： 損益計算を通じて公正価値で 測定する株式投資	6,490		6,649	
トレジャリー・ポートフォリオ： その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する株式投資	<u>63</u>		<u>64</u>	
		<u>6,553</u>		<u>6,713</u>
無 形 資 産		39		41
土地、技術およびオフィス用備品		44		42
払込済資本の未収入金		10		12
資 産 合 計		<u>48,958</u>		<u>51,142</u>
負 債				
借 入 金				
金融機関借入分 債 券	1,543		3,086	
	<u>29,659</u>		<u>31,824</u>	
		<u>31,202</u>		<u>34,910</u>
その他の金融負債				
金融派生商品	2,475		1,752	
その他の金融負債	<u>405</u>		<u>530</u>	
		<u>2,880</u>		<u>2,282</u>
負 債 合 計		<u>34,082</u>		<u>37,192</u>
株 主 帰 属 資 本				
払 込 済 資 本	6,202		6,202	
準備金および留保利益	<u>8,674</u>		<u>7,748</u>	
資 本 合 計		<u>14,876</u>		<u>13,950</u>
負債および資本合計		<u>48,958</u>		<u>51,142</u>
備 忘 勘 定				
非実行コミットメント		11,434		10,995

資本勘定変動表

(単位：百万ユーロ)

2013年12月31日終了年度	応募済資本	請求払資本	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する準備金	キャッシュフロー準備金	数理計算上の再測定	留保利益(再表示済)	資本合計
2011年12月31日現在	28,380	(22,181)	10	15	-	6,949	13,173
会計方針変更の効果	-	-	-	-	-	(56)	(56)
2011年12月31日現在(再表示済)	28,380	(22,181)	10	15	-	6,893	13,117
当期包括利益合計	-	-	6	(8)	(5)	831	824
当期国内課税	-	-	-	-	-	6	6
資本応募	1,221	(1,218)	-	-	-	-	3
2012年12月31日現在	29,601	(23,399)	16	7	(5)	7,730	13,950
当期包括利益合計	-	-	(1)	(3)	2	922	920
当期国内課税	-	-	-	-	-	6	6
資本応募	72	(72)	-	-	-	-	-
2013年12月31日現在	29,673	(23,471)	15	4	(3)	8,658	14,876

キャッシュフロー計算書

(単位：百万ユーロ)

2013年12月31日に
終了した1年間

2012年12月31日に
終了した1年間
(再表示済)

営業活動によるキャッシュフロー	2013年12月31日に 終了した1年間	2012年12月31日に 終了した1年間 (再表示済)
当期純利益	922	831
調整：		
減損が認識された資産に関する割引の振戻し	(15)	(11)
利息収益	(1,082)	(1,195)
支払利息および類似の費用	252	331
手数料および直接費の繰延純額	88	108
内国課税	6	6
株式投資および株式派生商品による実現利益	(439)	(217)
損益計算を通じて公正価値で測定する株式投資および株式派生商品による未実現(利益)/損失	63	(57)
損益計算を通じて公正価値で測定する貸付金による未実現損失/(利益)	1	(7)
銀行貸付金による実現利益	(3)	(6)
自己勘定投資による実現利益	(8)	(17)
ヘッジに関する公正価値の変動	(45)	(69)
未実現値洗い変動	140	(97)
為替差益	-	(2)
減価償却費	26	25
土地、技術およびオフィス用備品処分益	(1)	-
償却原価債券損失引当金繰戻し	(2)	(1)
銀行貸倒および保証総引当金繰入	138	120
調整済純利益	41	(258)
利息収益 (受取済み)	990	1,112
支払利息および類似の費用 (支払済み)	(265)	(318)
営業資産の(増加)/減少：		
前払費用	(1)	138
銀行貸付金償還収入	6,979	6,147
銀行貸付金前払金	(7,656)	(7,486)
銀行株式投資および株式派生商品売却収入	1,161	856
銀行株式投資前払金	(531)	(1,135)
金融機関への貸付(純額)	(2,685)	(174)
営業負債の(減少)/増加：		
未払費用	11	(1)
営業活動に使用された現金(純額)	(1,956)	(1,119)
投資活動に使用されたキャッシュフロー		
償却原価債券償還収入	16,843	13,471
償却原価債券買入	(17,857)	(13,621)
損益計算を通じて公正価値で測定する債券の売却収入	473	1,026
損益計算を通じて公正価値で測定する債券の買入	(473)	(885)
土地、技術およびオフィス用備品売却収入	3	-
無形資産、土地、技術およびオフィス用備品買入	(29)	(25)
投資活動に使用された現金(純額)	(1,040)	(34)
財務活動によるキャッシュフロー		
受取資本	2	5
債券発行	12,182	13,631
債券償還	(10,933)	(11,041)
財務活動からの現金(純額)	1,251	2,595
現金および現金同等物の純(減)/増	(1,745)	1,442
年初現在の現金および現金同等物	5,892	4,450
12月31日現在の現金および現金同等物	4,147	5,892

現金および現金同等物は、当初満期が3か月以内の金額であり、すぐの使用可能となり、価値変動のリスクがほとんどないものである。2013年の残高のうち、1億1,700万ユーロはSEMED投資特別基金の調印済みプロジェクトおよび運営費用に制限され、1,500万ユーロはSEMED地域の加盟国に提供される技術支援に制限される。

EBRDの2014年9月30日に終了した9か月間に関する財務書類(未監査)(注記は除く。)は以下のとおりである。

損益計算書

2014年9月30日(未監査)および2013年9月30日(未監査)に終了した3か月間

	(単位:百万ユーロ)				
	2014年 9月30日 までの 3か月間	2014年 6月30日 までの 3か月間	9月30日 までの 2014年 累計	2013年 9月30日 までの 3か月間	9月30日 までの 2013年 累計
受取利息および類似の収益					
銀行貸付業務収益	274	261	778	245	741
固定利付債券収益およびその他 の利息	31	28	84	23	75
支払利息および類似の費用	(25)	(23)	(69)	(21)	(68)
金融派生商品に係る純支払利息	(57)	(48)	(147)	(39)	(122)
純利息収益	223	218	646	208	626
純手数料収益	4	3	8	8	20
受取配当金	21	44	72	22	78
損益計算を通じて公正価値で測定 する株式投資による純(損失)/利 益	(33)	144	(11)	178	208
損益計算を通じて公正価値で測定 する貸付金による純利益/(損失)	1	12	9	(5)	(8)
償却原価貸付金による純利益	1	1	5	-	3
償却原価自己勘定投資純利益/(損 失)	1	2	3	(8)	(7)
損益計算を通じて公正価値で測定 する自己勘定取引による純(損 失)/利益および為替差益(純額)	(30)	4	(16)	22	101
非適格および非有効ヘッジに係る 公正価値の変動	(33)	18	(40)	(16)	(18)
銀行貸付投資貸倒引当金	(52)	(67)	(223)	(52)	(58)
一般管理費	(78)	(81)	(232)	(74)	(221)
減価償却費	(6)	(6)	(19)	(6)	(19)
当期純利益	19	292	202	277	705
総務会に承認された純利益の移転	(25)	(10)	(35)	-	(90)
総務会に承認された純利益移転後 の財務会計純(損失)/利益	(6)	282	167	277	615

包括利益計算書

2014年9月30日(未監査)および2013年9月30日(未監査)に終了した3か月間

	(単位:百万ユーロ)				
	2014年 9月30日 までの 3か月間	2014年 6月30日 までの 3か月間	9月30日 までの 2014年 累計	2013年 9月30日 までの 3か月間	9月30日 までの 2013年 累計
純(損失)/利益	(6)	282	167	277	615
その他の包括利益					
その他の包括利益を通じて公正価 値で測定する株式投資	7	-	5	(3)	(2)
キャッシュフローヘッジ	(3)	3	-	9	(4)
包括利益/(損失)合計	(2)	285	172	283	609
株主帰属	(2)	285	172	283	609

貸借対照表

2014年9月30日（未監査）および2013年12月31日（監査済）現在

（単位：百万ユーロ）

	2014年9月30日現在	2013年12月31日現在
資産		
対金融機関貸付	11,671	7,266
債 券		
損益計算を通じて公正価値で測定する債券	128	139
償却原価債券	11,741	12,398
	11,869	12,537
担保付貸付	126	247
	23,666	20,050
その他の金融資産		
金融派生商品	4,056	3,094
その他の金融資産	966	304
	5,022	3,398
貸付投資		
バンキング・ポートフォリオ		
償却原価貸付金	20,111	19,458
控除：貸倒引当金	(983)	(817)
損益計算を通じて公正価値で測定する貸付金	403	223
	19,531	18,864
株式投資		
バンキング・ポートフォリオ		
損益計算を通じて公正価値で測定する株式投資	6,068	6,490
トレジャリー・ポートフォリオ		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する株式投資	68	63
	6,136	6,553
無形資産	38	39
土地、技術およびオフィス用備品	42	44
払込済資本の未収入金	10	10
資産合計	54,445	48,958
負債		
借入金		
金融機関借入分	2,523	1,543
債 券	33,559	29,659
	36,082	31,202
その他の金融負債		
金融派生商品	2,323	2,475
その他の金融負債	988	405
	3,311	2,880
負債合計	39,393	34,082
株主資本		
払込済資本	6,202	6,202
準備金および留保利益	8,850	8,674
資本合計	15,052	14,876
負債および資本合計	54,445	48,958
備忘勘定		
未実行コミットメント	10,825	11,434

資本勘定変動表

2014年9月30日に終了した9か月間（未監査）および2013年12月31日に終了した年度（監査済）

（単位：百万ユーロ）

	応募済資本	請求払資本	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する準備金	キャッシュフロー 準備金	数理計算上の 再測定	留保利益	資本合計
2012年12月31日現在	29,601	(23,399)	16	7	(5)	7,730	13,950
当期包括利益合計	-	-	(1)	(3)	2	922	920
当期国内課税	-	-	-	-	-	6	6
資本応募	72	(72)	-	-	-	-	-
2013年12月31日現在	29,673	(23,471)	15	4	(3)	8,658	14,876
当期包括利益合計	-	-	5	-	-	167	172
当期国内課税	-	-	-	-	-	4	4
資本応募	1	(1)	-	-	-	-	-
2014年9月30日現在	29,674	(23,472)	20	4	(3)	8,829	15,052

キャッシュフロー計算書

2014年9月30日（未監査）および2013年9月30日（未監査）に終了した9か月間

（単位：百万ユーロ）

	2014年9月30日までの9か月間	2013年9月30日までの9か月間
営業活動によるキャッシュフロー		
当期純利益	167	615
調整：		
減損が認識された資産に関する割引の振戻し	(11)	(13)
利息収益	(851)	(803)
支払利息および類似の費用	216	190
手数料および直接費の繰延純額	(142)	58
内国課税	5	4
株式投資および株式派生商品による実現利益	(245)	(345)
損益計算を通じて公正価値で測定する株式投資および株式派生商品による未実現損失	224	137
損益計算を通じて公正価値で測定する貸付金による未実現損失	16	8
銀行貸付金による実現利益	(5)	(3)
自己勘定投資による実現利益	(1)	(11)
ヘッジに関する公正価値の変動	40	18
未実現値洗い変動	91	520
為替差益	(3)	-
減価償却費	19	19
土地、技術およびオフィス用備品処分益	-	(1)
償却原価債券損失引当金	-	(8)
銀行貸倒および保証総引当金繰入	223	58
	(257)	443
利息収益（受取済み）	965	756
支払利息および類似の費用（支払済み）	(159)	(171)
営業資産の増加：		
前払費用	(14)	13
銀行貸付金償還収入	5,798	5,168
銀行貸付金前渡金	(6,190)	(5,411)
銀行株式投資および株式派生商品売却収入	1,154	882
銀行株式投資前渡金	(702)	(335)
営業負債の増加：		
未払費用	14	(9)
営業活動からの現金（純額）	609	(1,354)
投資活動からの/(に使用された)キャッシュフロー		
金融機関からの借入（純額）	3,208	(2,391)
償却原価債券償還収入	12,415	13,150
償却原価債券買入	(10,892)	(12,634)
損益計算を通じて公正価値で測定する債券の売却収入	163	435
損益計算を通じて公正価値で測定する債券の買入	(167)	(434)
土地、技術およびオフィス用備品売却収入	-	3
無形資産、土地、技術およびオフィス用備品買入	(16)	(21)
投資活動からの/(に使用された)現金（純額）	4,711	(1,892)

財務活動によるキャッシュフロー			
受取資本	-		2
債券発行	7,104		8,533
債券償還	(5,911)		(7,912)
財務活動からの現金(純額)		1,193	623
現金および現金同等物の純増		6,513	85
期首現在の現金および現金同等物		4,147	5,892
9月30日現在の現金および現金同等物 ⁽¹⁾		10,660	5,977

(1) 現金および現金同等物は、取引日から3か月以内に満期を迎える金額であり、すぐに使用可能となり、価値変動のリスクがほとんどないものである。2014年9月30日の残高のうち、1,400万ユーロはSEMED地域の加盟国に提供される技術支援に制限される。